

法定給付サービス自己負担金一覧（予防専門型通所サービス）
（令和1年10月1日現在）

守山区デイサービスセンター

お客様の自己負担金（基本料金）は、介護保険制度上のサービス料金（介護報酬額）からお客様の負担割合に応じた保険からの給付額（介護給付費）を差し引いた額となります。

【基本料金】 予防専門型通所サービス（月あたり）

基本区分		単位	利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者・要支援1（週1回程度）	1月	1,655	1,976	3,952	5,928
要支援2（週1回程度）	1月	1,655	1,976	3,952	5,928
要支援2（週2回程度）	1月	3,393	4,046	8,091	12,137
事業対象者・要支援1（週1回程度）日割 ※サービス提供体制強化加算を含まない	1日	54	62	124	186
要支援2（週1回程度）日割 ※サービス提供体制強化加算を含まない	1日	54	62	124	186
要支援2（週2回程度）日割 ※サービス提供体制強化加算を含まない	1日	112	129	257	385

※ 上記料金にはサービス提供体制加算Ⅰ-イと処遇改善加算Ⅰ（5.9%）介護職員等特定処遇改善加算（1.2%）が含まれています。

また、次のサービスを追加でご利用される場合は、お客様負担金が上乗せされます。

【加算・減算料金】

加算区分		単位	利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
若年性認知症利用者受入加算	1月	240	275	549	824
運動機能向上加算	1月	225	258	515	772
口腔機能向上加算	1月	150	172	344	516
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	1月	480	549	1,098	1,647
事業所評価加算	1月	120	137	274	411
サービス提供体制強化加算Ⅰ-イ 事業対象者・要支援1（週1回程度）	1月	72	83	165	247
サービス提供体制強化加算Ⅰ-イ 要支援2（週1回程度）	1月	72	83	165	247
サービス提供体制強化加算Ⅰ-イ 要支援2（週2回程度）	1月	144	165	329	494

※ 上記料金にはサービス提供体制加算Ⅰ-イと処遇改善加算Ⅰ（5.9%）介護職員等特定処遇改善加算（1.2%）が含まれています。

※ 複数実施加算は、運動機能向上・口腔機能向上のうち1ヶ月の2種類のご利用をされた場合ご負担いただきます。

※ 事業者評価加算は、一定の期間内にご利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合、次年度に該当となります。

※ サービス提供体制加算Ⅰは介護職員の総数のうち介護福祉士国家資格者の占める割合が50%以上雇用されている事業所に加算されるもので、当会は該当事業所となっております。また、この加算はその割合が一定の基準を下回った場合は請求されなくなります。

※ 介護職員処遇改善加算とは、介護サービス従事者の処遇を改善する目的で国が創設したもので、算定基準を満たす事業者に加算されます。

※ 基本利用金額は月額定額制ですが、月の途中からの利用開始や月途中での利用終了した場合日割りで請求いたします。また以下に当てはまる場合でも日割りで請求を行います。

- 利用月途中に要支援又は事業対象者から要介護に変更となった場合
- 利用月途中に市内での転居により事業所を変更した場合
- 利用月途中に生活保護の適用となった場合